

日本犯罪社会学会第37回大会 テーマセッションF

高齢・障害のある刑務所出所者等に対する社会復帰支援の課題と展望

2010年10月2日(土) 於：国土舘大学世田谷キャンパス

コーディネーター：

石川 正興（早稲田大学社会安全政策研究所所長，同大学法学学術院教授）

報告者：

田中 大輔（法務省保護局更生保護振興課専門官）

酒井 龍彦（長崎県地域生活定着支援センター長）

鶴田 安弘（静岡県地域生活定着支援センター主任ソーシャルワーカー）

村崎 孝三（岐阜県地域生活定着支援センター長）

立岡 学（宮城県地域生活定着支援センター長）

関口 清美（栃木県地域生活定着支援センター長）

吉田 香里（宮城県地域生活定着支援センタースーパーヴァイザー）

宍倉 悠太（早稲田大学社会安全政策研究所研究助手）

開催の経緯および趣旨

石川正興

21世紀は刑事立法政策の一大転換期である。

犯罪者処遇の領域だけに限定しても、矯正の場面ではいわゆる「名古屋刑務所事件」を契機に「行刑改革会議」が設置され、監獄法の全面改正を求める提言が出された。結果、2005年、監獄法は「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」という新しい法律名のもとに内容がほぼ100年ぶりに一新された。更生保護の場面でも、世に言う「監禁王子事件」・「奈良女兒誘拐殺人事件」・「安城市幼児殺害事件」など、更生保護制度の問題点を露呈した一連の重大事件を受けて「更生保護の在り方を考える有識者会議」が設けられ、2007年、これまでの犯罪者予防更生法と執行猶予者保護観察法とを統合した「更生保護法」が成立した。

一連の刑事立法政策の新動向の内容は多岐にわたるものであるが、その一つとして「犯罪者の改善・社会復帰処遇策の充実」を挙げることができる。もとより、この要請はひとり刑事立法政策の領域でのみ強調されるわけではなく、同様の動きは刑事運用政策の領域でも顕著にみられる。なかでも「刑事政策と社会福祉政策との架橋」と呼べる動きは、その重要な一つである。

これまで刑事政策は警察・検察・裁判所・矯正施設・保護観察所といった刑事司法機関が、他方の社会福祉政策は厚生労働省が所管しており、いわゆる「縦割り行政の仕組み」の中で両者はほとんど「没交渉」の状態にあった。しかし、最近とみに「縦割り行政の仕組み」の死角の中で生じている諸問題が指摘され、刑事政策と社会福祉政策とが相互に密接に連携する政策立案の必要性が叫ばれるに至っている。本日のテーマセッションで話題にする「地域生活定着支援事業」も、その一例である。

2009年7月から法務省と厚労省の連携により始められた本事業は、「高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者」を退所後直ちに福祉サービス等につなげるための新システムの導入をその内容とする。従来の「タテ割り型システム」の限界を克服し「ヨコ割り型システム」の構築を目指すこのシステムの成功のカギを握るのは、厚労省所管の下、各都道府県に新設される「地域生活定着支援センター（以下、『地域センター』という。）」である。

私を代表者とする研究グループは、2008年度より科研費補助金を得て「社会内処遇活性化の拠点としての更生保護施設の活用の方角性に関する多角的検討」¹というテーマに取り組んできたが、その途次で「地域生活定着支援事業」が開始されるに

及び、研究の射程を当事業にも広げることにした。

今回のテーマセッションの報告者の多くは、私たち研究グループが2010年2月以降聞き取り調査に赴いた地域センターの担当者の方々である。現場でご苦労されておられるこれらの方々から、地域センターの設置・運営に関する問題点や課題を生の声でご指摘いただき、その貴重な知見を学界の共有財産とすることが本テーマセッション開催の趣旨である。

最後に、今回のテーマセッションは上記科研費研究の成果の一部であるとともに、社会安全研究財団から早稲田大学社会安全政策研究所（WIPSS）に対して行われている委託研究²の成果の一部であることを、感謝とともに申し添えておきたい。

- 1 科研費研究グループは以下の5名である。
 研究代表者 石川正興（早稲田大学法学学術院教授）
 連携研究者 渡邊則芳（国土館大学法学部教授）
 辰野文理（国土館大学法学部教授）
 小西暁和（早稲田大学法学学術院准教授）
 研究協力者 宍倉悠太（早稲田大学社会安全政策研究所研究助手）
- 2 WIPSS 特別研究課題(C)「高齢化社会における犯罪対策に関する研究」

はじめに

石川正興：本研究所所長，早稲田大学法学学術院教授

それでは定刻になりましたので、テーマセッションFを始めさせていただきます。私は早稲田大学の、法学学術院という名前を使っていますが、簡単に言ってしまうと法学部の教授をやっております石川と申します。よろしく願いいたします。

最初に、このテーマセッションを持つに至った経緯について簡単にご紹介するとともに、今日報告者として出席されている方の簡単なお紹介をしたいと思います。

2008年から3年間、今年がその最後の年になりますが、科研費を頂戴して、当初、更生保護施設の処遇施設化という問題について研究を始めました。共同研究者は私のほかに、国土館大学の渡辺則芳先生、辰野文理先生、早稲田大学の小西暁和先生と、この報告者の席で末席に座っていますが、早稲田大学の研究助手をしている宍倉悠太さんです。

その研究でいろいろな更生保護施設の聞き取り調査などをしていたところ、2008

年ぐらいから今日のテーマである地域生活定着支援センター構想なるものが打ち出されて、昨年の7月から設置される運びになっています。

去年はそういうことがありましたので、今年の2月ぐらいから地域センターをいくつか見て回って、聞き取り調査などを行いました。今日お集まりいただいたセンターの方たちには、私どもが実際に訪問した先で、丁寧に聞き取り調査に応じていただきました。私どもが訪問した施設はほかにもいくつかありますが、その中で特にこのテーマセッション開催にあたり、ぜひ呼びたいということで声をかけた人たちばかりです。

地域センターに関しての説明は、今日は法務省から田中さんが来られていて、田中さんは現在、更生保護振興課にお勤めですが、この構想を立案するにあたっては当事者であったということで、紹介していただくには適任者であると思っております。

そのお隣にいる酒井さんですが、南高愛隣会が地域生活定着支援センターの、言ってみれば生みの親的な存在でもあったわけで、いまでもいろいろセンターをまとめるにあたって個人的に活動されているということで、ぜひ来ていただこうということで呼びました。

隣に鶴田さんがいらっしゃいますが、鶴田さんもソーシャルワーカーとしての経歴が長くて、情熱的な方でした。聞き取り調査をした際に、非常に有意義なお話を聞かせていただきましたので、こういう機会に呼びしようということで声をかけました。

それから岐阜の地域センターの村崎さんも、後で実際の声をお聞きすれば非常に情熱的で、問題意識も鮮明に持った方です。そういうことで呼びました。

宮城県の立岡さんはある意味では毛色の変ったことをされている方で、聞くところによると神主さんの資格をお持ちで、実際に仕事をしていたということです。そのへんの顛末、いまはどうしてこういう仕事に携わっているかという話もお聞かせいただけたと思います。おもしろい有意義な話を聞けるということでお招きしました。

栃木県の関口さんは長く福祉の関係でお仕事をされていて、地域センターの発足と同時に非常に精力的に動かれている方です。内容については後ほどご報告があります。

それから吉田さん、宮城県から2人呼びしているのですが、宮城県のほうへお伺いしたときに、吉田さんのお話を聞いていて、あなたもぜひ来ていただきたいということで、その理由はお話を伺えばすぐわかると思います。センターのスーパーバイザーという肩書きで書いてありますが、そのほか刑務所でのお仕事などもやら

れているし、学校で教えてもいるという方です。

宍倉さんは先ほど紹介したとおりですので省かせていただきます。

今日お配りしてある別添資料をご覧くださいますと、各都道府県別で、刑事施設、これは少年院も入っていますから刑事施設という言い方は適切ではなくて矯正施設と言ったほうが正しいんですが、それと保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターで現在までに発足しているところの一覧を作成してあります。

ただし、これは2010年9月25日作成の段階で、先ほど報告者の方とお話をしていたら、昨日、千葉で発足したということですので、千葉県のところに一つ加えていただきたいと思います。したがって、全国に地域センターは33設置されている。北海道は、これは各都道府県に基本的に一つずつということでしたが、裁判所も四つの管轄があって、保護観察所も四つの管轄があり、一つというのではあまりにも申し訳ないとお思いになったのか、現在のところ2カ所、札幌と釧路につくられています。経営母体は同じということでした。

今日お集まりの方たちはものすごく情熱的で、話し始めると止めるのに苦労するような方たちが多いので、私の話はこれくらいにさせていただいて、早速、報告者にバトンをお譲りしたいと思います。

1 地域生活定着支援事業の概要について

田中大輔：法務省保護局更生保護振興課専門官

皆さん、こんにちは。初めまして。私は法務省保護局の田中と申します。先ほど石川先生からお話があったとおり、私はいま更生保護振興課というところにおいて、民間の更生保護活動をやられている方々のパートナーとしての業務をやっているところです。これからお話をすることは保護観察所、刑務所と福祉の連携のことですが、もともとは更生保護施設の福祉連携を模索していくような話から始まったので、当初は、私どもが酒井先生などのカウンターパートとして話し合いをさせていただいたという経緯があります。あと今日は若干ですが更生保護施設の話も出てくると思いますので、それでお呼ばれたのかなと思っています。

私は制度の概略だけお話をして、中身のほうはお話の上手な方がたくさんいらしていますので、そちらにお任せしたいと思います。必要なことがありましたら、後でご質問等を受けられるかと思っています。

まず背景です。この施策をなぜやらなければいけないのかという基本的な話ですが、この図は刑法犯の認知件数の推移をしめしたものです。ずっと右肩上がりに来て、最近やや減少傾向ですが、全体として見ると増加傾向あるいは高い件数で推移

しています。近年の刑法犯の減少についてはいろいろな意見がありますが、一つは少年人口の減というのもあります。それにしても10年、20年のスパンで見ると、非常に高い件数で推移しているということがわかります。

続きまして、高齢犯罪者の現状です。これが今回のミソですが、このグラフの一番下に高齢者人口199.2とあります。これは昭和63年に比べて高齢者の方々が指数でどのくらい増えているのかを示したのですが、国民全体で見ると、2倍ということになります。しかし問題は上の部分、一般刑法犯の起訴件数とか新受刑者数、あるいは保護観察になった人の件数を見てみると、さらにその数倍になっています。これは単に高齢者が増えたから、その流れで高齢で犯罪をする人が増えたとはできないということです。

これらを見ると、いろいろな見方ができると思いますが、たとえば北欧の国々では福祉施設などが充実しており、年を取られるとある程度の生活が保障されています。その一方で、高齢者の犯罪はきわめて少ないという話も聞いたことがあります。ところがわが国においては、いろいろな福祉政策があって、相応の社会保障の政策費というのは積まれているわけですが、このように高齢人口の上昇とそれ以上の高齢者の犯罪があるということは、そもそもわが国の福祉を中心とした社会保障、社会政策が本当にいいのだろうかというところにも行くのかもしれない。

そうしてみると当然ながら刑事政策も社会政策、社会保障、福祉との関係を強化した施策を打っていかねばいけない。あるいは私は更生保護の分野ですが、更生保護でも刑事政策っぽい、刑罰っぽい対策を打つのは必要だと思いますが、それ以上に社会福祉政策に近い考え方に基づいた刑事政策が効いてくるのではないかと推測されるわけです。

当初の関係者の勉強会がある程度進み、さて、連携策をいろいろ考えていこうかというところで、まずは、南高愛隣会が中心になって研究事業が行われました。その一環として行われた特別調査で、刑務所にどういう人たちがいるのか、その中で知的障害の方々がどのくらい入っているのかを調べたものがあります。これはあくまでも参考の数値ですが、刑事施設が410名、少年院が130名でした。この研究に当たっては、私は中身を詳しくは承知していませんが、相当詳しく調査されたと聞いています。ただし、実態として相当な方々が埋もれているということは現場の方々の話を聞くと推計される。たとえば知的かどうか非常に微妙、ただ社会生活上この人は困難があるだろうという、いわゆるボーダーの方々が顕在化しないで、かなり埋もれているのではないかとするのは、実務に当たっている刑務所や保護観察所の方からよく聞くお話です。

さらに問題になっているのは出所後の帰住先です。この帰住先別構成比のグラフ

は特に後で少し触れますが、来年度予算でいま私どもが考えているときに非常に重要なデータになってきます。何を言いたいのかというと、満期釈放者で、47.3%というのがあります。これは要するに行き場がない人ということです。行き場がない人がこんなにいる。これは平成19年のデータ、少し古いものをお持ちしていますが、平成21年のデータですと、約7,500人が出所後、行き場がないのではないのかと言われていました。その中でも、たとえば暴力団関係者とかいろいろな方がいるわけですが、高齢とか障害とか社会での自立で本人の責に帰さない原因でなかなか立ち直れないという方々が少なくとも1,000人程度いるのではないのか。この行き場のない方が健常者も含めて年々増えており、かつその再犯率が高いらしい。これは容易に想像できる場所ですが、いま私どもの最大の悩みになっています。

幸いに南高愛隣会を中心にして、犯罪をした方について福祉支援が必要ではないか、刑事政策だけではだめだ、あるいは福祉政策的な刑事政策が必要だということに気づきをしていただきました。われわれも非常に大きな気づきを与えられましたが、そういった流れがあって、話がだんだん大きくなり、最終的には政府全体で取り組もうということになりました。政府に連絡会議のようなものをつくって一体的にやっっていこうということで、法務省だけの話ではなくなってきたという非常にありがたい流れになってきています。

お示しの表はその中間まとめのポイントということで、要するに刑罰、行動観察といったもの以外の支援的な施策を打っっていこうということが書かれています。この施策のポイントの大きいものは、一つは住居の問題です。それから必要な福祉支援をやっていく。仕事については平成18年からすでに施策を打っていますが、来年度も少し拡充したいと考えています。

次に、高齢者又は障害を抱え自立が困難な出所者等の地域生活定着支援の図です。これは何が言いたいのかというと、矢印がぐるぐる回る、再犯のスパイラルに陥るということが書かれているわけです。高齢、障害をお持ちの方については、福祉的な支援がない限りにおいて、立ち直る見込みは極めて少なくなってしまう、この輪の中にどんどん落ち込んでいって抜け出られないということを示しているものです。

次に、「対策」と書かれた図ですが、何が言いたいのかというと、福祉連携については刑務所、保護観察所、更生保護施設、地域センターでそれぞれの役割を持って、隙間のない、切れ目のない支援をしていこうということです。刑務所では、まず、支援の必要な人を顕在化させる、表に出す。そして準備をして、保護観察所が全体の調整をしつつ、福祉調整で地域生活定着センターに調整をお任せしていく。更生保護施設では、そこからどうしてもうまくつなげない人について一時的に住居

を提供するという、そういう役割分担をしていこうということです。

地域センターについてはこれからお話がありますので、全体のお話は一部割愛させていただきますが、ここに古いデータがあります。30道府県（31箇所）と書いてありますが、昨日、厚生労働省に確認したところ、33になったという情報をいただいています。

地域センターが何をするのかというと、福祉のつなぎということです。福祉と法務行政の隙間に落ちている人をうまくつないでいただく、潤滑剤となって福祉のほうに送り込んでいただく、これが重要なお仕事で、特にコーディネート業務がわれわれの仕事と密接に関連しています。切れ目のない、隙間のない福祉への送り出しを制度的にやっっていこうということです。

私どもでは特に特別調整というのをやっています。細かい手続きの内容は割愛させていただきますが、今言ったように地域センターが要となって、保護観察所と刑務所・少年院、福祉といったばらばらの制度をつなぎ止めていく役割を担っていただくこととなります。

最後に、どういう方々が対象になるのかというと、高齢者、65歳を目安にしています。それから障害があること。また、在宅の場合はある程度ゆっくり支援のスケジュールを組むことができるということで、とりあえず特別調整は住居がないということを前提にしています。さらに支援を受ける必要があるとか、特に個人情報の関係があるので、本人が同意しているか、本人が希望しているかというのが重要なところですよ。

次に示すのは特別調整の手続きの図です。矢印がいろいろあるというのは、それだけ法務省の手続きがぐちゃぐちゃしているところを示しているのです。このへんについては今後少し手直しをしていきたいと思っています。複雑すぎるとか、広域調整をやる仕組みを構築してもらいたいとか、いろいろなご意見があります。

手続きについてはこのように非常に複雑になっており、地域センターの方々から負担だというご指摘を受けています。時間がもう少したって、センターの設置数が40ぐらいになって、もっと制度が回り始めたら、あるいは件数がある程度積まればいろいろと考えも出てくると思います。

駆け足ですが、全体の制度の説明は以上です。私も事件関係よりも、どちらかというと成り立ちとか必要性、あるいは更生保護施設の役割、そちらの話が得意な方ですので、後でそういった質問はお受けしたいと思っています。

2 地域生活定着支援センター設置の経緯と意義

酒井龍彦：長崎県地域生活定着支援センター長

皆さん、こんにちは。持ち時間は15分です。非常に短い時間でどれだけお伝えできるかちょっと心配しています。今日は長崎のほうの実績を中心に、統計のところで分母の数がまだまだ弱いので説得力に欠けますが、終わりぐらいにわれわれが現場から考える更生保護施設との今後の連携、機能のあり方にまで入っていければと思います。

いま田中さんから特別調整対象者というのが出ました。さっきの六つの要件すべてが当てはまる人が特別調整候補者ということで、刑務所から保護観察所を経由し、保護観察所で調査をして、地域センターに特別調整候補者から対象者になって支援の依頼が来るという流れになっています。

その依頼書に本人の個人票というフェイスシートが付いています。これは福祉と司法でフェイスシートのボリュームの見方の違いがあって、福祉の場合、フェイスシートの情報が欲しい、たくさんあればあるほどいいということで、司法サイドに対して個人情報をもっと盛り込んでもらいたいというのが要望としてあります。

われわれはその個人票を見て、できるだけ客観的な視点ということで2人が刑務所で面談をさせていただいて、その状況をわれわれが持っているアセスメント、フェイスシートに落とししていく。ただ刑務所の中でのアセスメントには限界があって、本人の素顔の生活ぶり、あるいはニーズというのはわかりづらいところがあります。

そういった面談をして、地域センターの支援の対象とするのかどうかを判断します。ほとんどは支援の対象者としていますが、中には、この人は特別調整対象で上がってきたけれども、われわれから見て面談をした結果、地域センターの福祉的支援にはどうしてもなじまないということで、保護観察所に返すケースもまれにあります。

そしてこれまでの支援の統計ですが、いま現在、74名です。これは昨年1月、県から指定される前に調査研究事業でモデル的に設置していたので、そのときから含めて74名、その中で特別調整対象の正式なルートで上がってきた方が49名、その他が25名です。

地域センターは出口の支援とよく言われます。出所者支援ということです。ただ、業務を分類すると、コーディネート業務とフォローアップ業務が非常に大切です。あと相談支援業務があります。大きくはこの三つです。25名というのは相談支

援業務のくくりの中でわれわれが受け止めている、支援をさせていただいている数ということで、入り口の公判中、勾留中の方々も、刑務所ではなく、できるだけ福祉につなげることによって更生支援をやっていこうというものです。

軽微な事件を繰り返して刑務所にしょっちゅう入っている人は、刑務所に何のために行っているのか分からない。再犯防止、生活支援ということを考えると、更生プログラム、更生支援を効果的にやっている福祉事業所にやったほうがかえっていいのではないかというケースについては、弁護士と連携し、地域センターが関与しますという確約書の下、裁判に情状証人で立って、福祉につなげていっているケースもあります。確約書を発行して情状証人で立っても、結果、実刑となったケースもありますが、量刑に少し反映していただいたという感じを持っています。

この74名の男女の内訳、これは圧倒的に男性が多い。あと年齢の区分ですが、長崎の場合、正式なルートの特別調整で上がっているケースは70%ぐらいが高齢者です。だから65歳以上で身寄りがない人、帰る家がない人はどんどん上がってくるような状況です。

その後われわれが面談をしているということですが、知的の方が漏れているのではないかという感じもあります。というのは、出所後に家族あるいは福祉事務所から定着支援センターに相談依頼の電話等がある場合があり、どうして特別調整にからなかったのかといった方々も数名いらっしゃいます。IQ検査のあり方、あるいは特別調整候補者選出をどういう方法でピックアップされているのか、そこは刑務所によってはまだまだ十分ではないところもあると思います。

これは74名の罪名ですが、ご覧のとおり、軽微な事件が圧倒的に多いということです。

特別調整の年齢の割合ですが、正式なルートの特別調整は70%以上が60歳以上の高齢者です。

続きまして、IQです。県の条例によって、療育手帳取得要件79以下のところもあれば、69以下だったり、基準が多少違ってくるわけですが、これは69以下の方が38名、その38名の方の年齢の分布を見ると、60%以上が60歳以上です。

あとわれわれが目しているのが特別調整対象者以外の方への支援です。先日、警察署の留置所で、弁護士さん立ち会いの下、福祉につなげるか、われわれの支援に乗せていくかどうか、そのための面談をさせていただきました。拘置所もときどき相談があったら面談等に行っています。

支援者の人数と内訳を見ますと、25名中、逮捕・勾留中、警察署の留置所での相談があったケースが3名です。公判段階で9名です。計12名の支援をさせていただいている状況ですが、実際、結審後の判決で更生保護施設に行かれた方もいらっし

やるし、実刑の方ももちろんいらっしゃいます。もちろん福祉につなげたケースもあります。他はそれぞれどこから相談があったか、あるいは本人さんのそのときの状態はどうだったかというグラフになっています。

次に74名の現在の状況です。25名を福祉につなげています。

刑務所の中でのアセスメントは十分ではなく、どうしても限界があります。そのとき中間的なホームということで、更生保護施設をできるだけ使っています。更生保護施設での生活ぶりですっきりとアセスメントをして、福祉につないでいくということです。これは非常に有効です。福祉事業所が更生保護施設での生活ぶりを見に来て、あるいは面談をして、本人の素顔の生活を見たうえで受け入れを判断する。刑務所の中で面談をして、受け入れると判断される場所はほとんどありません。だからあえて更生保護施設を通してから福祉につなげていくというのが、本人にとってもソフトランディングで円滑な福祉への移行ができるのではないかと。福祉サイドも本人の地域での生活ぶりを見て、少しでも安心して受け入れるということで、今後、ワンストップとしての更生保護施設の役割は非常に大きいものになってくると思います。

更生保護という部分では、更生保護施設に「罪を犯した人はここに集まれ」ということで、1カ所で集中処遇するというのは、どうしても中で刑務所の話をしたり、反社会的なことを覚えてしまったりすることがあって、いまはできるだけ早い時期に、そこに籍を置きながら、福祉との連携の上、グループホームの体験利用を実施しています。今後の更生保護の一つのあり方としては、特別調整対象者、福祉的支援を必要とする人については、出口を見据えた「集団から個へ」の分散型の更生保護のあり方も検討していただきたいと思っています。

個別支援については地域センターで大きな長期プランを立てるわけです。更生保護施設に入って、1カ月ぐらいすると、グループホームでそれぞれ実習という形で、分散させてもらっている状況です。その後、そこでの生活ぶりを見て、本人の要望も聞いたうえで、本人の希望する帰住地のグループホームに晴れて移行していくということで、できるだけ円滑な帰住地への福祉につなげていくための手法として、そういったやり方をしています。

「タテ割りからヨコ割りへ！」ということで、地域センターの役割というのは、ヨコ割り社会をどうつくっていくのか、その担い手ではないかと思っています。タテ割りというのはどちらかというと強い人、恵まれている人のための社会であり、この中で、弱い人、社会的弱者は埋もれてしまう。だから福祉は福祉だけで考えるのではなくて、いろいろなところで福祉を考える時代です。そういう意味では、こういった刑余者の方を支援することによって、真のセーフティーネットと言えるヨコ割

り型社会をつくっていかねばと思っています。

また、福祉と司法の施設をどのように昼と夜に分けて利用をしていくのか。夜は更生保護施設、日中は自立支援法上の福祉事業所を利用して、できるだけ更生保護施設が不安なくこういった人たちを受け止められるように、今後、福祉との連携が非常に重要になってきます。そういう意味でも、タテ割りではなくて、ヨコ割りの支援をあっちこちでつくっていかねばならないと思っています。そういった弱者にやさしい社会を期待したいと思います。

駆け足の雑ばくな話で申し訳ありませんが、これで報告、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

3 地域生活定着支援センター運営上の課題について

鶴田安弘：静岡県地域生活定着支援センター主任ソーシャルワーカー

それでは実践事例で説明します。この事例は、県外刑務所から静岡県に戻ってくるケースです。依頼があったのは7月中旬で、出所が8月上旬と、調整期間が1カ月もありませんでした。年齢は50代で、障害は知的障害、罪状は常習累犯窃盗、主に空き巣です。入所度数7度、30代後半から出入りを繰り返していました。刑務所の事前調査では、障害基礎年金は無い、療育手帳は無い、住むところも無いという状態でした。

本人に会う前に身辺調査をしました。先ほどの酒井さんも、刑務所のアセスメントは限界があるということをおっしゃっていて、刑務所からいただく資料というのは本人が供述したことが中心に載っているんで、本人の状態像がよくわかりません。そこで、生活実態のあった所に行って、聞き取り調査を行います。

まず、住民票所在地のE市福祉課に行きました。Dさんについて、援護の実施をお願いしたところ、住民票が残っていたために速やかに協力の了解が得られました。ここはさらりと申し上げていますが、実際に今現実に住んでいない方を市役所が援護しますよと言ってくれることは、ほとんどありません。「えっ、今住んでいないじゃないですか、ここに本人さんいませんよね、知りません。」という話になります。

Dさんのこれまでの様子を知るための手立てを市役所に相談したところ教育委員会に連絡してくれ、Dさんを知っているという先生を見つけられました。早速、この先生に会いに行きました。先生は、Dさんのお兄さんと同級生で、Dさんのことは、少しご存じでした。Dさんは、隣の家に住んでいたヤクザの使い走り、的屋の屋台の組み立てや土木作業に従事させられていて、給料はもらっておらず、食

事を与えられていたようだとのことでした。

次にこの先生にDさんが中学校の頃、担任をしていた先生を紹介していただき、訪問しました。しかし、担任の先生は既にお亡くなりで、その長男の奥さんに話を聞くことができました。当時、元担任の先生は、家庭で面倒を見ることのできない知的障害のある人たちを自宅に呼んで面倒を見ていました。この当時、Dさんのお父さん、お母さんは自宅にいましたが、養育能力が乏しく、Dさんは、先生の家で面倒を見られていました。卒業アルバムを見せてもらったところ、保護者欄はDさんの両親ではなく元担任の先生の名前が書いてありました。

本人の自宅も行ってきました。割としっかりしたつくりの自宅でしたが、背の高さ以上に草が生えていて、とても人の住んでいる気配は無いという状況でした。

そのような情報を得てから、とりあえず本人と会わないことには何も始まらないので、静岡からおよそ800キロ離れた刑務所に行ってきました。本人と面接して、福祉の支援を受けるよう案内しても、そもそも福祉ということが分かっていच्छゃらない。福祉施設のイメージも湧かない状態でした。Dさんは、足が痛いので、出所したら医者に行きたいとおっしゃるので、私が国民健康保険証を取って、通院も一緒に付き添いますから、静岡まで帰ってきてくださいと言っても、本人は、「静岡に着く前に、飲み屋の23歳の女の子のところへ行ってしまう。」とか「実家に帰る。」とかいろいろおっしゃるわけです。そして、この方は字が読めない、計算もできない状態のため、こういう方が新幹線等に乗って静岡まで戻ってこられるのか、危惧を感じました。

それでは、ここから課題の整理です。まずDさんの意思ですが、ご本人が福祉の支援を受けるということを理解し、私たちに支援してもらいたいと思ってくれないと進まないで、刑務所の社会福祉士に出所まで、繰り返し面接していただき、理解を促していただくことを考えました。

次に帰住方法についてですが、1人で静岡に戻ることはできないと考えられたので、保護上移送をお願いすることとしました。

一時帰住先についてですが、先ほど申し上げたとおり、出所まで依頼があつてから20日しかないので、福祉サービスを受ける際の手続きは、明らかに間に合いません。手帳は無い、福祉サービスの受給者証も無いという状態で出所してきます。そうすると、どうしても福祉施設に入るまでのクッションが必要になってきます。それが一時帰住先です。これは更生緊急保護の個人委託を調整しようと考えました。

次に福祉施設ですが、どこの施設もいっばいで、積極的に受けてくれる施設はありません。ですから厚労省が作ってくれた地域生活移行個別支援特別加算の活用を考えました。これは、刑務所出所者が地域センター又は保護観察所を仲介して福祉

施設に入所した場合、かなりの額の加算が付きます。こういう加算があるから何とかこの人を入れていただきたいとお願いするという手を立てました。

次に療育手帳ですが、手帳がなければ何も始まらないので、すぐ申請することとし、刑務所から申請してもらいました。

ここまでに申し上げた課題がどうなったか、ここから説明します。

本人の意思については、刑務所の社会福祉士の繰り返しの面接によって福祉の理解が進み、私どもの支援を受けることへの理解が得られました。

保護上移送については、刑務所の理解が得られ、地域センターで一時帰住先の確保と出所当日の静岡刑務所での出迎えを約束して、移送が決定されました。

一時帰住先については、更生緊急保護の個人委託を保護観察所が出してくれました。次に具体的な一時帰住先をどこにするのかが課題となります。そこで、地域センターが懇意にしている知的障害者施設の施設長に依頼しました。しかし、委託料があまりにも低額なため、1週間という条件が付きました。そして次の正式に入所する福祉施設は、この施設長の紹介により加算が付くのなら引き受けても良いという施設が見つかりました。しかし、この1週間の間にその施設に正式入所するための受給者証は、まだ間に合わないため次の対策が必要となりました。そこで、市役所に特例介護給付費で施設に入所させてくれるよう依頼しました。特例介護給付費とは、サービスがすぐに必要だが、手続きが間に合わない場合等に利用できるものです。その手を使いながら、正式入所を待つことにしました。ですから一時帰住先の施設で1週間経過したら、特例介護給付費という特例の制度で次の施設に入所する。その特例で入所している間に、受給者証をきちんと整えて、正式入所に結びつけるということにしました。

療育手帳の申請は、交付の要件として18歳までに障害があったことを証明しないといけないため、18歳以前に本人のことを知っている証人が必要になります。よって証人を探して確保しました。

この方は障害基礎年金がないという情報でしたが、その後調べたところ20歳から障害基礎年金を受給していることが分かりました。しかし、その通帳の所在が分からない状態でした。例のヤクザが持っているのかと思いながらも、実のお姉さんに連絡してみました。そうしたところ、お姉さんが年金の通帳を持っていました。ただ、ヤクザが仕事を斡旋してくれていた関係で、お姉さんは、ヤクザが斡旋した寮に入っていると思い込んでいて、2カ月に1回、寮費ということで10万円ずつ渡していました。それがずっと続いていました。本人は刑務所にいるから、寮費は要りません。ヤクザにだまされていたわけです。その場でお姉さんから通帳を私どもで預かりました。預かり証も置いてきました。

さて、いよいよ出所が近づいたため、保護上移送で静岡刑務所に移送されてきました。面接に伺ったところ、前の刑務所の社会福祉士の説明が理解できていて、Dさんからは、施設に入りたいという意思が聞き取れました。

出所当日、迎えに行き、一時帰住先として1週間入れてくれるという施設まで送りしました。

その後の地域センターの業務を説明します。福祉施設に正式入所するための受給者証の交付を受けるため、市役所は障害程度区分認定調査をします。その認定調査で、障害程度区分3以上が付かないとそもそも入所できません。もし区分2と付いてしまったら出なければならなくなります。それは困りますから、私どもで調査票をつくって、市役所に参考指標として提出しました。私の模擬調査では、区分4となりました。

更にこの認定調査では、医師意見書も必要となります。これは刑務所の医師にお願いし、この方には地域生活は無理だ、施設入所が必要だという意見書を書いていただくようお願いしたところ、そのように書いてくれました。認定審査の結果は区分5となりました。

次に障害者支援施設で行う特別加算の届け出の協力をしました。1人入れれば2人分の報酬が取れてしまうようなメリットのある加算なので、施設としては、そんな加算があったら欲しい。ただやったことがないというので、私が加算の手続きを手伝うこととしました。

まとめです。①一時帰住先が絶対に必要です。②刑務所のアセスメントには限界があります。それを補うために、本人が生活していた所に行って聞き取り調査をするということになります。③刑務所から一時帰住を経ず、直接の施設入所、アパート暮らしは困難だということです。

まとめ2として大事にしていることです。①本人の意思尊重。本人が納得した上でなければ、適切な地域移行はできません。私たちが施設に入ってくださいと言っても、本人が納得していなければ、施設に入った途端に出ていってしまいます。ここは本人の意思を必ず尊重します。あるべき姿に私どもが関係を取りながら少し誘導することはあります。

②本人と必ず会う。沖縄だろうが、北海道だろうが、本人に会っていないければ、市役所や施設にお願いするときに説得力がありません。他県センターの設置の有無に関わらず、私は必ず会いに行きます。

③本人の生活実態のあった場所での聞き取り調査。福祉的な視点でのアセスメントは、刑務所も保護観察所も取りきれていません。よって、地域センターで不足している部分を取り直さなければなりません。なぜなら、施設に正しい情報を伝え支

援計画に反映していただくため、又はアパートで住める本人の能力があるか確認するため、そして適切に支援するため、こういうことを大事にしています。

ここで終わります。ありがとうございました。

4 高齢・障害のある刑務所出所者等に対する社会復帰支援の課題と展望

村崎孝三：岐阜県地域生活定着支援センター長

岐阜県の地域生活定着支援センター長の村崎といいます。

全国の地域センターの設置状況ですが、10月1日に石川県・千葉県に開設されて、ようやく33道府県になりました。

岐阜県は1月15日に、全国10番目に開設しました。受託法人は社会福祉法人岐阜県福祉事業団で、平成18年度4月から指定管理制度により県立の社会福祉施設（17カ所）等を管理・経営しています。職員数約870人、1日当たり約1,150人の利用者（知的障害児・者、高齢者、身体障害者、婦人保護等）を支援しています。日本は高齢者社会に入っていますが刑務所も同様で、服役中の者にも高齢者が非常に多いと聞いています。

私は、最初に高齢者1人を支援するのに、公的資金の主な必要額と課題等について話をします。①アパート1人暮らし（60～69歳）の場合の生活保護費は国が4分の3を負担しますが、残り4分の1は地方自治体負担ということになっています。岐阜市の場合、医療扶助は別にして生活・住宅扶助費で年間1人当たり約125万円かかります。救護施設も同様に100人定員のところだと年間約154万円（国3/4負担）です。②高齢で1人生活が困難な者は養護老人ホームの入所になるが、各市町村の措置決定が必要で年間経費は、約170万円で、国庫補助対象外の一般財源であるので措置する自治体の負担が多くなる。医療扶助については生活保護費（国3/4負担）で対応となる。先ほど静岡県の話があった障害者については、1級の者は年額約99万円、2級の者は約79万円の年金が受給されるので、支援施設に入所していれば十分暮らしていけます。

ここで、一番問題なのは、アパートでの1人生活が困難である高齢者の支援に必要な救護施設・養護老人ホームの数が全国的に圧倒的に少ないことです。当法人でも特別養護老人ホームを2カ所経営しているが待機者が各約300人あるなかで、今後、出所される多くの高齢者の受け入れがはたして可能であるかということです。現実には全国的に見ても不可能と言わざるを得ません。

養護老人ホームの入所手続きは、市に相談に行き、担当者が刑務所にて面接（今

回は77歳・80歳のケースでした) し支援が必要だと判断すれば措置申請書を提出し審査会の決定を経て、施設側も刑務所で本人と面接しホームでの共同生活(2人部屋)及び健康面等を確認し、受入可能かどうかを施設長・相談員・看護師等が見極め、最終的に入所決定となります。なお、今回は地域センターが身元引受人になり、職員の毎月の定期的訪問によるフォローアップを実行する確約をしました。さらに課題として、施設入所及びアパート入居も同様ですが、身の周りの生活用品(寝具、洋服、下着、その他雑貨)が必要になる。長期服役者は所持金を相当持っているのですが、短期服役者は1万円以下の者もいる。その場合、われわれ法人の施設職員から生活用品等をカンパし調達している現状にあります。これがいつまでできるかも課題の一つでしょう。

一方、アパート入居者も課題があって、80歳に近い者には大家さんが貸してくれない。特別調整の高齢者のほとんどの者は身元保証人がない人ですので、保証協会と契約しなければいけない。しかし保証協会を通らない者も中にはいる。その場合保証人の要らないアパートを探す必要があります。

今回の支援対象者の中に、生活保護を受けていたにもかかわらず、缶ビール1本の窃盗を行い、累犯者であったため、1～2年服役した者がいました。アパート生活に入ったことから、月1回の訪問と電話での生活状況確認をしています。現在のところアパート生活者3人は問題なく元気に過ごしているので一安心です。

更生保護施設は全国に104カ所ありますが、特別調整対象者を受け入れる指定更生保護施設が57カ所しかありません。幸い岐阜県は、男性の光風荘(定員20人)、女性の洗心之家(14人)の2カ所とも指定施設になっていますので、今までの特別調整者全員が一時生活調整を行うということで更生保護施設を利用していますし、今後もこの方針を進めることとしています。

刑務所は土日、祭日、年末年始一切関係なく満期になれば出所の手続きになります。過去に1人、来週の日曜日にも1人を受け入れますが、われわれが刑務所へ迎えに行き更生保護施設に入所させることにしています。

結果的にこの制度により全国的に協働体制を構築するためには、現行の更生保護施設全てを特別調整受け入れの施設にしないといけません。全国47都道府県に地域センターができて、帰住先への転居までの生活調整を行う場所が必ず必要になるので、その機能がないことは、車の両輪の一つが欠けていることと同じではないかと思っています。

岐阜県には刑務所が2カ所あります。岐阜刑務所は10年以上の長期服役者及び犯罪傾向の進んでいる者が入所しており、笠松刑務所は東海・北陸唯一の女子刑務所で初犯・累犯・障害者等の服役者がいると思われます。

愛知県においては、東海地区では一番大きい名古屋刑務所と、全国に4カ所ある医療刑務所の一つである岡崎医療刑務所があります。

このように、全国の刑務所は、服役者の犯歴等区分によって相当違います。したがって、各地域センターの支援につながる案件というか、特別調整者一人ひとりのコーディネート業務も非常に異なります。この事業は全国統一的に一緒にやっていかなければなりません。現実には特別調整対象者の支援内容が相当異なるので問題・課題があると実感しています。

9月30日現在、当センターでは13件の特別調整者がいます。3人がアパートでの1人の生活に入り、養護老人ホームへは、10月4日、11月1日に入所決定しています。更生保護施設の生活環境調整期間は最大2ヶ月、早い者は仮釈放で刑期1ヶ月を残しての出所であったので、2日間でアパートへ転居しました。残り8人は他の地域センターからの協力依頼2人を含め、今後本人の帰住先希望に沿った方針でコーディネート業務を実行したいと思っています。

厚生労働省の6月集計によると、生活保護受給者は190万人を突破し、上位は東京、大阪、北海道となっています。中部地方では、愛知、三重、長野、静岡に次いで、岐阜は5番目です。全国的な現状は昭和27年（204万人）に匹敵する数であり、数だけを見ると、今の時代は戦後直後の社会情勢かという思いです。

最後に、平成20年の出所者の帰住先をみると、総数31,680人中、社会福祉施設にはわずかに77人（0.24%）しか帰住しておりませんが、今後全国の地域センター職員が頑張ることで、社会福祉施設にコーディネート業務を行い、22年の実績では数百人台になることを励みにやっていきたいと思っています。

5 地域生活定着支援センターの運用状況と今後の課題

立岡 学：宮城県地域生活定着支援センター長

休憩のあとということで、皆さんの目が少し冴えているかなと思いながら宮城県の事例をお話しさせていただきます。宮城県地域生活定着支援センターの立岡と申します。よろしくお願いします。

いままでは地域センターが対応した個別事例、センターができるまでの成り立ち、センターの制度等について、各センター長から話が出ました。宮城県の地域センターは他のセンターと少し違う視点からお話させていただければと思います。

まず宮城県地域生活定着支援センターは全国で11番目、平成22年2月1日に開所したセンターになります。職員数に関しては5名という体制で運営しています。ホームレス、生活困窮者等の自立支援をしているNPO法人ワンファミリー仙台が受

託しました。私はその法人の理事長をつとめ、センター長を兼務しています。

なぜ、地域センター業務に興味をもったのかの経緯を説明するにあたり、法人の主な活動を話します。まず、クリーンボランティア530（ごみゼロ）の活動です。これは仙台市の中心街に起居しているホームレスの方々と毎週木曜日、2時間のごみ拾いの活動です。そこで自立したいとSOSをだしてきた当事者に一時避難所（シェルター）と無料低額宿泊所で住居対応をしています。そして農林研修事業です。自立の一步をふみだした元ホームレスの方と一緒に農林作業をし、自然のなかで自分自身を見つめなおし、就労自立につなげたいと考えて、畑、里山の間伐等を実施しています。そして、地域生活定着支援センターの事業です。

引き続き詳しい説明をしますと、クリーンボランティア530は、平成14年4月から開始。現在（平成22年10月1日現在）まで440回の活動回数を重ねています。延べ参加人数は1万2,000人。仙台駅の西口、早朝7時に集い、ゴミを拾っています。今では、仙台中心街で仕事をされている方には、ホームレスのゴミ拾いとしてかなりの割合で認知されていると思われま

す。「就労による対価」というかたちでの当事者支援をしたいと考えてはじめていただいたです。

また住居支援事業ですが、一時避難所（シェルター）事業と無料低額宿泊施設事業を進めていますが、シェルターについては、リーマンショック以降、派遣切りの住居喪失者があふれ、その対応にあたらなければならない状況になり、反貧困みやぎネットワークと連携をし、平成21年2月1日、6畳3間のつづき間をシェルターとして開設しました。ちょっと古いデータですが、平成22年5月24日現在、延べ125名（実数120名）の方がシェルターを利用。現在（平成22年10月1日）では延べ利用者数は150名です。5月24日現在、このシェルターを利用し、路上生活から脱却を果たして次の段階に進んだ方が86名。残念ながら再路上、行方不明、逮捕などの結果の方が30名、他の4名はもっと残念な自殺、また家族や親族のところに戻ったという様な状況でした。

入居者の状況として、30代がきわめて多く、全体の3分の1です。20代を含めると、全体の2分の1弱が若者で占められており、これからの日本が大丈夫なのかと思ってしまう。

仙台市には路上生活者等の自立支援センターはあるのですが、即日入居はできず、各区保護課に毎火曜日に申し込みをし、水曜に結核検診、そして空室があれば金曜日に入居となります。即日入居に対応できるのはこのシェルターだけという状況です。本人は困窮状態ですので、本人からは一切利用料を取らず、衣食住を無償提供しています。行政からの運営支援はない状況のなか、開設以来、約1,600万円

くらい支出しています。その資金については、宮城県共同募金会、連合のカンパ、あとは弁護士の方、市民の方の寄付等でやりくりしているといった状況です。当然、公的なシェルター設置の要請はしているところです。

また無料低額宿泊施設は35部屋管理しています。シェルターに入り、ちょっと生活の立て直しに時間がかかる方を無料低額の施設に移し、生活指導をしながら居宅移行を進めています。その他の自らで動けるような人に関してはシェルターから直接居宅移行を進めていました。

また農林研修事業（川崎町の資源をいかす会と連携をし、川崎町の町有林（里山）の広葉樹を伐採し、萌芽更新をすすめる事業）ですが、これは平成22年度、まさに本年度、法務省保護局のモデル事業として進む予定だったのですが、政権が変わってしまったために白紙になってしまいました。実際に保護観察の人を受け入れ、研修の後に就労へ結びつけていくという事業でした。非常に残念でしたが、この事業が白紙になったことで地域センター事業に手を上げることができたというところもあるので、それはそれで次に進められればと思っています。

ここから本題に近づきますが、ホームレス支援をしていくなかでわかってきたことがあります。

それは、ハウスレスという物理的支援が必要な困窮者とホームレスという物理的にも家族、親族、友人等とも関係性が完全に切れてしまった困窮者がいるということでした。

現在支援している人は、ほぼこの定義でいうホームレスです。誰にも相談ができず、自殺を企図したり、未遂者も多くいます。

その様ななか、窃盗、無銭飲食等を繰り返す、刑務所と路上生活の往復をしているだろうと思われる高齢者、障害者も多くいました。あくまで推測なのですが、路上者の約3割弱の方は矯正施設への入所歴があると思われます。

つくづく、この様な状況を何とかすることはできないものかと思っていた矢先、地域センター設置の動きがあり、興味がわいてきました。

特に刑務所服役中に身寄りのない障害者、高齢者の福祉的調整をすすめることは、路上者をつくりださないですむということが一番の理由でした。また物理的な福祉支援（福祉施設等の受け皿調整 コーディネート）と絆の構築支援（出所後のかかり支援 フォローアップ）の両面ができることも魅力でした。身寄りのない当事者たちにとって、福祉施設側の職員との関係性は当然できますし、また我々との関係性もできるなかで、強制的ですが多くの方との関係づくり、絆づくりから再出発できることは本当に素晴らしいことかと思っています。当然、本人の同意があつてのことですが……。

10月1日現在、宮城県の調整件数ですが、特別調整3、一般調整は1、相談支援が5になっています。長崎県や静岡県、岐阜県と比べると少ないかもしれません。刑務所側等も新制度ですので、かなり慎重に対応をしてくださっているのではないかと思いますし、宮城刑務所はLB施設なので、長期服役者が多いということも関係しているのかもしれません。

ただ宮城県独自のスタイルとして、相談支援に関して当事者と契約をした後に始動するスタイルをとっています。あくまで満期出所の身寄りのない高齢、障害者の方と話し合いをし、地域センターに支援を依頼するという契約書を結び、相談支援1と数えています。

故に電話での相談、また問い合わせ等については、相談支援のカウントはしていません。それはそれで当然、相談支援だと思っていますが、あくまでわれわれは契約を当事者と交わした段階でカウントとしています。

ただ、ここで一つ問題にしたいのが、この相談支援には定義がないということです。実際、国は相談支援に対して、何らしめしていません。当事者をふくめ関係機関から相談されれば、相談にのってくださいということかとは思いますが、できれば相談支援の定義をきちんとしめしてほしいと思っています。

それというのも、特別調整のかたちにならなかった障害・高齢の満期出所者が各市町村の福祉窓口に行くと、われわれに協力要請が来ます。しかし特別調整のかたちでくると、こちらが福祉窓口に行って、協力を要請するかたちになる様な状況のなか、満期出所で対象者となるかどうか極めてボーダーな方くらいであればいいのですが、あきらかに対象外であろう相談がきた場合、関係協力を築いて仕事をすすめていくなかで、「対象外ですから私たちはかかわれません」と断りにくいという現実があります。

故に、センターが各県に立ち上がり、知名度が上がるほど相談件数はかなり上がってきますし、満期出所者の場合、保護観察所でもあまり相談には乗ってもらえませんので、当事者が福祉窓口に来た場合は、とりあえず、すべて地域センターに相談の連絡をすればいいというふうになりかねないのではと危惧しているところです。

また地域センターの予算というのもまだセーフティネット補助金というレベルで、安定したお金の位置づけではないと思います。やはり、きちんとした法整備をし、しっかり予算をつけていただき、各センターがしっかり業務に取り組めるようお願いしたいと思っています。本日は法務省の方も厚生労働省の方もいらっしゃっていると思いますので、ぜひとも予算について、しっかりと検討していただき、この業務が進むことは、孤立している当事者の絆再生、再犯の抑制による治安維

持、ホームレス化の未然防止等につながり、それは国益であるということを確認していただければと思う次第です。

ただ、まだはじまったばかりの事業です。どの県のセンターも試行錯誤のもと、当事者のために何とかしなければいけないということではがんばってはいます。しかし矯正、更生保護は専門性が強い領域なため、われわれは今、早急なスキルアップを求められていると思っています。今後、続々立ち上がる各センターとも連携を進め、自主勉強会等を開催していき、全体の底上げをしていければと考えています。ぜひとも、ご参集の皆さま方にもご指導、ご鞭撻、ご支援、ご協力を賜ります様、お願い申し上げます、私の話とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

6 連携支援のための仕組みづくりについて

関口清美：栃木県地域生活定着支援センター長

こんにちは。栃木の地域センターの関口と申します。よろしくお願いたします。

いままで具体的な活動や課題もお話しいただきましたので、私のほうはこのセッションの縦割り型から横割り型へのシステムへ、限られた人材だったり、それぞれの課題を抱えながらどうやって解決していったらいいだろうかということで、栃木県の連携支援のための仕組みづくりを報告させていただきます。

貴重な時間ですが、自己紹介としては、20年ほど地方自治体で勤務しており、その中で知的障害のある方の地域生活支援を実際にやりたいということで退職し、現在所属している社会福祉法人で雇っていただきました。結果として施設勤務はしなくて、ずっと相談支援のほうをやってきました。相談支援といっても窓口に来た人の話を聞くというのではなく、その方の家とか学校とか、あるいは施設にお伺いして一緒に動いていくという相談支援でした。その発展形としてこの地域センターの業務につかせていただいているのだと思っています。

まず地域センターが始まる時にこんなふうな期待をされました。「支援の継続性を生む。」「支援のチームを生む。」そして「支援のマネジメントを生む。」というところです。栃木の地域センターとしては地域社会と連携協力しながら一人ひとりの自己実現を支援することで、結果として福祉社会の実現を目指したいと考えています。ただ、一人ひとりを支援することからどうやって社会を変えるというところに持っていかかというところが、今日報告するところの課題でもあります。

栃木県の特徴ですが、人口約200万人、面積としては6,408km²、全国20位ということで、平均的な県、あるいはちょっと田舎のほうにあるなと思っていただければい

と思います。その栃木県に矯正施設が4ヵ所あります。少年院を除くと、特に犯罪傾向が進んでいない方を収容する黒羽刑務所、あと全国8ヵ所のうちのひとつで女子刑務所、栃木刑務所です。それとPFI刑務所ということで、特化ユニットがあります。高齢特化、障害特化で福祉の支援が必要な方の定員500名を抱えています。

定員を合わせると4,000名を超えるということで、普通の県の地域センターでどうしたらいいかというのが、ずっとのしかかっています。地域センターの役割としては栃木県に住みたいという帰住地センターとしての役割と、刑事施設所在地のセンターとしての役割があります。これは保護観察所も同じですし、そこにある地方自治体も同じような役割、重さを担っていると感じています。

いままでのお話しの中でも出されていたのですが、まずは全国に地域センターをつくる必要がある。それから支援のあり方の理解促進ということで、特に知的障害とか自閉症スペクトラムあるいは精神障害、疾患のある方がまだまだ支援のケースとして上がってきていないのではないかといいところもあります。

あとは先ほど静岡のセンターからも報告がありましたが、特別な報酬の加算という制度もあるのですが、高齢者にはまだそれありません。

あともう一つは一番下の、この方たちを理解して支援する方たちをどんなふうに養成していくか、受け入れ事業所をつくっていくか。一部の事業所だけでは限界があります。栃木県の3ヵ所の刑事施設の中では保護観察所で実態調査をしたのですが、500名くらいの方が特別調整が必要ではないかというふうに数字を上げられて、これをどうやって支援していくのだろうかということが言われています。

いままで福祉も司法も別々に歩んできました。それぞれの分野、司法の中でも更生保護と矯正、あるいは裁判所と警察、福祉のほうも高齢だったり、障害だったり、生活保護だったり、縦割りで来ています。その中でほんの一部の方々が一生懸命頑張ってつながりをつくってきました。これを地域センターができ、一人ひとりの支援を具体的にフィードバックして共通の課題を見いだして解決していきたい。そのために個別の支援の部分、それと都道府県、国それぞれのレベルで実際に協議して施策化する仕組みが必要だと考えています。

一人ひとりの個別の支援体制のあり方を紹介します。実際の定着支援なりの実務者レベルということで、保護観察所と矯正施設と地域センターがあります。それと私ども栃木の地域センターは3名の職員で回していますので、そちらをバックアップする仕組みがあります。それと栃木県でいうと県全体の協議をするレベル、あとは矯正管区内ブロックとか、国を巻き込んだレベル、それぞれが必要ではないかと思っています。

栃木としてはAさん、Bさんの「個別の支援の体制」と、「連絡協議会」と、あ

と地域センターの「サポート委員会」、それと「運営推進委員会」、そういうものをつくってみました。まずは一人ひとりの支援体制ということで、Aさん、Bさん、Cさんは鈴木さんでも斉藤さんでもいいのです。一人ひとりについて支援して協議する場ということで、「個別の支援会議」をやっています。いままでの研究事業ですと合同支援会議とか、いろいろな言い方があるかと思いますが、直接その方に支援にあたる方たちが、その方の具体的な支援、どんなことが必要だろう、これをいつまでにだれがやろうという役割分担をするところでもあります。

この方の支援が必要な大もとは何かとか、そういうところも共有して進めていく必要があるということで、支援会議の際にご本人にも入っていただく場合もありますし、そのあとご本人がいなくなってから話をすることもあります。

続きまして、こちらは栃木方式と言われている部分かと思います。「連絡協議会」そのものは法務省の矯正局長と保護局長と、あと厚労省の局長の連名通知に基づいた連絡協議会ですが、こちらを宇都宮保護観察所主催でこんなふうなメンバーで開催しています。定着支援事業なり、社会復帰支援ということで実務者レベル、プラス保護司さん、オブザーバーとして検察庁の方にも毎月参加していただいています。

それと現在、仮釈放に向けたケースを検討していますので、地方更生保護委員会の方、あと刑務所の社会福祉士さんが調整するにあたって、年金についての問い合わせをしますが、なかなかうまく返ってこないということで、年金事務所の職員の方に来ていただき、その月のテーマとしてお話ししていただいています。

この今年2月の連絡協議会の中で申し合わせをしました。先ほどの4,000人を超える刑事施設の定員があるという中で、地域センターを入れて社会復帰支援事業自体が混乱してしまうのではないかとということで、次のような「申し合わせ」をしました。

毎月1回保護観察所主催で連絡協議会を開きます。特別調整の候補者については、矯正施設から上げるのですが、連絡協議会の中で検討して合意をもって行う。それと候補者の選定にあたって、福祉の視点でニーズなり支援の必要性をまとめた個別票を刑務所の方から出していただきます。それで協議をします。あくまでこの申し合わせはこの時点の申し合わせなので、随時連絡協議会の中で変えていきます。このときをケースの選定の会議ではないかととられてしまうと違ってしまいます。あくまでも刑務所の方から福祉の支援の必要な方を上げていただき、一つひとつの事例を検討し、この事例は刑務所の福祉士さんが進めていけるのではないか。この方はどうしても特別調整にまず持っていこう。あるいは1年以上先に刑の終了を迎える方がいるので、この方は福祉士さんがもう少し詰めてから次回に上げ

てくれないか。そのようなことを検討する場所です。

次に地域センターをバックアップする仕組みとして、「サポート委員会」があります。私どものNPO法人栃木県障害施設事業協会はもともと施設協会と言われていたところで、51ぐらいの社会福祉法人が集まってつくっているところです。その中で約20名ほどの委員さんに、いままでも出されていたいろいろな課題についてテーマを絞って、地域センターの職員だけでは詰められないようなものとか調査などを行っていただきます。このあとの運営推進委員会に報告するかたちは、これから始まります。

この「運営推進委員会」は先ほどの個別の支援体制、あるいは地域センターをバックアップする部分ですが、そこを栃木県の管理者レベルで横断的に集まっていたとき、しかも代表者、所長さんではなく、もう少し話をしやすい雰囲気ということで、中間管理職の方に来ていただいています。

いままでのものは私たちが必要ではないかということで、それぞれのレベルで考えながら、ある意味で公につくってきた部分ですが、次の「サポーターフォーラム」は実際のメンバーは重なっていて、保護観察所の方、保護司さん、地域センターだったりしますが、任意にできたところで、まずはフォーラムを実施していろいろな支援の必要な人がいること。あるいは就労支援機構も中心になっていただき、いろいろな立場の方が集まって自由に話ができる場所ができてきました。こちらは実行委員会方式で、今後継続されるかどうか。とりあえず来年はやろうとは言っていますが、その実行委員のメンバーが先日9月も栃木の地域センターで集まり、交流会と書いてありますが、実際は飲み会をやりました。そこでいろいろな構想とか妄想とかを語り合って「こういうのが必要だね。」というように、これがどんなふうに変えていくかというのは期待するところです。

以上のように一人ひとりについて丁寧に支援を積み重ねることで社会を変えていきたい、世直しをしたいというのが私どもの考えです。まずは具体的な事例を通して矯正・保護・福祉の連携を深める。最初地域センターができたばかりのときは満期釈放の方ばかりで、すごく慌てた支援でした。いまは半年先、1年先の方についても刑務所のほうからケースとして上がってくるようになりましたので、仮釈放に向けて支援を進めている方がいます。そこで初めて保護司さんとか保護観察所と一緒に、保護観察所のほうで求めている社会内処遇を福祉も一緒にやるというところを一つひとつやっていきたいと思っています。

酒井さんのほうからも話がありましたが、被疑者レベルの方の相談もあります。こちらもし少しずつ乗って行って、本当は県とか保護観察所さんから、ここまでやらないほうがいいのではないかとされているのですが、それも少しずつ理解してい

たきます。逆に特別調整予備軍だから被疑者段階でちょっと会っておいてくれな
いか、みたいな話が来たりしています。そんなことで「だれもがその人らしく暮ら
すことができる社会の実現」を目指しています。

最後ですが、私どもがいつも心に言い聞かせていることです。連携するために仕
組みも必要ですが、「けんかをしない、抱え込まない、押しつけない、一人勝ちし
ない、あきらめない。」あちらのほうで頭を抱えている人がいますが、(笑)これを
毎日言い聞かせながら、けんかしない、けんかしないと言いながらやっています。
ご清聴ありがとうございました。

7 地域生活定着支援センターと刑事施設の連携および課題

吉田香里：宮城県地域生活定着支援センタースーパーヴァイザー

こんにちは。宮城県地域生活定着支援センターのスーパーヴァイザーの吉田香里
と申します。

スーパーヴァイザーとは何をやっている人なのかとよく聞かれます。

私自身は、臨床心理士というカウンセラーの世界に職業的アイデンティティーを
持っています。しかし、行政機関で10年ほど仕事をしている間に、精神保健福祉士
という精神科領域のソーシャルワーカーの資格も取りました。その都合で今は、臨
床心理士と精神保健福祉士の両方の仕事をしています。

現在は、個人事業としていろいろな所から両方のお仕事をいただく形でやってい
ます。

NPO 法人ワンファミリー仙台は、宮城県から宮城県地域生活定着支援センター
を受託している訳ですが、そこで、ソーシャルワーク全般に渡って助言・統括する
仕事を非常勤で行っています。

でも、今日宮城からセンター長と私の2人が呼ばれたのは、私自身が矯正施設で
も非常勤の仕事をしている部分もあるために、センターと矯正施設の連携のことを
少し話してほしいという要請だったのかなと理解しています。

矯正施設での仕事は、かれこれ5年ぐらい前からお引き受けしています。臨床心
理士としての委託というかたちです。それから3年前からは精神保健福祉士として
の仕事もしています。

今日は、そんな形で仕事をしていることで見えてきた私見をお持ちしました。他
学会などでも見覚えのある先生方がたくさんいらっしゃるところで、参考文
献もなしに私見をとうとうと語るというのはものすごく恥ずかしいことですが、現
場からの印象・感想としてお聞きいただければと思います。

まずこの事業の対象となるのは、矯正施設に入所している障害者と高齢者です。

実際に矯正施設の中で私がお会いしている障害者、高齢者の方達をその特徴でグループに分けて考えてみたいと思います。

まずは障害者ですが、障害者全体に共通して言えることは軽度か中等度の障害を持つ人であるということです。重度障害の方はさすがに地域で生活していく中で福祉サービスに結びついているケースも多いですし、犯罪行動自体を起こすことが難しい。ですから最重度の方に関してはいない。中等度か軽度の方が多いという形になります。

さらにその方たちを私がお会いしている中での印象でグループに分けると、第一のグループは、日常生活はぎりぎりでは何とか自立しているため、障害者福祉サービスのルートから外れてしまう方達です。

旧制度の養護学校や新制度の特別支援学校を卒業していたり、普通学校でも養護学級や特別クラスに入っていた期間があったりしているにもかかわらず、社会に出た途端に障害者福祉サービスのルートから外れてしまっている人達です。

日常生活は何とか自立している。しかし職業生活が不適應であるために経済的に困窮する。中途半端に自立しているために福祉サービスの目から落ちていってしまう。

このため、本人たちいわく「生きるために窃盗や無銭飲食を行う」という状況です。たとえば、私がいままでお会いした中には、50～60代ぐらいですでに累犯回数が数十回に及んでいるという方達があります。どうやったらそんな累になるのかと思いますが、書類には、詐欺罪、詐欺罪…中身はすべて無銭飲食です。あるいは、窃盗、累犯窃盗…とずらりと書いてあるのです。出所して4日目とか5日目で無銭飲食や万引きをして戻ってくるという方達です。

もう一つのグループは、二次障害によって、社会的に不適切な行動化をしてしまう人達のグループです。

障害があるということは、身の回りのストレスに加えて、その障害故のストレス状況も上乘せされます。一つひとつこれに対応していくしかないのですが、残念ながらその障害が有る為に、ストレス耐性を高めるための技術を持つチャンスに出会えないまま過ごしてしまうということがあられるようです。

不適切な対処行動としては、暴力行為や放火、性犯罪、薬物・アルコール・ギャンブルなどの依存関係です。暴力団関係のところに取り込まれるケースも多いように思います。

次に、高齢者のグループについてお話しします。

高齢者は大きく分けて3グループあると思っています。

第一のグループは、もともと何らかの障害があって、社会適応が困難だったために刑事施設をセーフティネットとして長年使ってきた方達です。先ほどの障害者の第一のグループの方達、つまり、もともと精神や知的の障害があったり、身体障害があったりして社会適応がなかなか難しい、具体的には、職業生活に入ることが難しい方が繰り返し入所しているうちに、高齢になってしまったという方達です。

二つ目のグループは、高齢になって体の衰えや認知症などで社会適応が困難になり、セーフティネットとして入所することになってしまったタイプです。

たとえば、まったく身寄りがないお年寄りがいるとします。自分の周りの方が次々と先立って逝ってしまった。その後、自分が認知症になってしまった。だれも支援者はいない。孤独で一人で生活している。しかも自宅で持ち家がある。

認知症のために、通帳がどこにあるかもわからないので銀行に行ってお金を下ろすことができません。手元に現金がない。お腹がすいた。目の前に食べたいものがある。だけどお金がない。どうしたらいいか。結果、スーパーでおにぎりといなり寿司をとって万引きになる。

周りの方たちにお金を貸してくれと言って回る。金を貸してくれない人に興奮してしまって、つい怪我をさせてしまう。

そういったことが重なった為についに逮捕された。

持ち家があったり、銀行に年金がたくさんあったりすれば、福祉事務所も生活保護には結び付けられません。

認知症でも、下手に辻褄を合せようとする力が残っていたりすると、専門家でなければそのまま見過ごしてしまうケースもあります。認知症だとはっきりわかるような症状が出ていればいいのですが、初期の認知症だと、役場の人を目の前にしたりするとしゃんとします。突然回線がつながって言い訳をしたりします。そして認知症だということがはっきり認知されないために、そのままになってしまう。これを繰り返しているうちに、ついには起訴されてしまう。実際に、そういうことが起きています。

高齢者の3グループ目は、刑期が長期化しつつあることによって増えてきている方達です。いまはほんとうに重罰化が進んできています。矯正施設の中で仕事をしていると、「昔だったらこんな長期ではなかったけれど…」「昔だったら仮釈になっていたくらいの時期にはなっているけれど」と言う声が職員側からも本人達からも聞かれます。そういうかたちでどんどん刑期が長期化しているために、入ったときは40代、50代でも、10年、20年、そして現在では無期刑であれば30年を超えての刑を務めているうちに、70代、80代になる。私どもで扱っているケースでは、80代の方の相談がすでに出てきています。

当初、私たちの地域センターの制度設計上はたぶん三つめのグループの人達はあまり想定されていなかったと思います。

先程示された統計資料も65歳以上の「新規」受刑者というかたちで報告があったかと思います。私たちは刑期の終わり頃、つまり出口のところでお会いしますので、当然三つめのグループの人達とも地域生活への道をご一緒する可能性が出てきます。

さて、もともと刑務所の刑期の始まり、つまり入口部分でのアセスメント・見立てというのは、福祉サービスにつなぐためではなくて、所内の工場の仕事に就くための就労適性を判断するためにおこなわれています。「懲役」を課されているわけですから、当然仕事として工場に出なくてははいけない。そのアセスメントのために、専門に開発された法務省式の検査が行われています。

ですから出所予定者を前述のような視点で、各グループに入るような人をイメージしながらアセスメントをしてみて、この事業の対象者を拾い出せることが刑事施設の中でできるかどうか。ここが大きな課題になっていると思います。

まとめですが、障害者や高齢者であっても、いったん罪を犯してしまえば罪に対する責任はあります。

一般に前述の障害者の第一のグループ・就労ができないためにこぼれ落ちてしまった人達、それから第二のグループ・二次障害によって繰り返し受刑することになってしまった人達、それから高齢者の第一のグループ・障害があってそのまま不適應状態で高齢になってしまった人達、第二のグループ・高齢になってから対象になってくるような人たちは、社会の中で内面が何度も傷つくうちに、「社会が冷たいからだ」と被害者的な発言をする方達がすごく多いです。だから、たとえば「無銭飲食をしても仕方がない」などと言って、犯罪を正当化するようになります。

それについて私たちスタッフもついほろりと、「しょうがないな、仕方なかったな、もう暮らせなかったんだから」と思ってしまうがちです。

しかしよく考えてみると、だからこそ最低水準をクリアした生活を確保するお手伝いをして、その上で罪に対する責任を引き受けられる環境を作り、「やはり、こういうことを繰り返してはいけなかったんだ」と、「社会の被害者」から通常の「社会生活のできる人」のレベルにまで取り戻してあげる。そういうふうにすることによって本人たちの生活を見守ることが必要なのではないかと思います。

特に、先ほどの制度設計の中で、最初のところでは想定されていなかった高齢者の第三グループの方たち、長期受刑によって私たちの対象になってきたという方たちは、多くの場合、生命犯などの重大な事件にかかわっています。私はLBと言われている長期受刑者がいる施設でも仕事をしていますので、そういうケースを対象

とするときには、罪に対する責任についての意識はことさらに重要になってきます。

本当の意味での地域生活定着を目指すということは、つまり、地域の方が受刑を経験した人を受け入れてくれるかどうかです。

わざわざ個別の犯罪内容を公表するものでもないしするべきでもないですが、制度として、施設の中では特別改善指導などの教育をきちんと受けてきて、その上で、塙の外でもこういった罪に対する責任についてもきちんと向き合っている時間と場所があるという実績があってこそ、徐々に地域から理解が得られるようになると思われま

す。つまり、このようなことも私たちが覚悟していかないと、最初のこの制度設計の障害者・高齢者で、累犯窃盗や無銭飲食だけ繰り返してきたという方たちだけを想定していたのでは、今後行き詰まるのではないかと私は思っています。

施設内の教育から引き続き連携をしてこれに向き合える手だてを持って、こういった方たちの支援をもしていくことが、今後の私たちの課題になるのではないのでしょうか。

8 刑事政策と社会福祉政策の連携の展望

宍倉悠太：早稲田大学社会安全政策研究所研究助手

早稲田大学社会安全政策研究所の宍倉と申します。よろしく申し上げます。

私は今年の2月から半年間でいくつかの地域生活定着支援センターを訪問し、現状と問題点についてお話を伺いました。今回は特にそこで聞いた内容を率直にお話しできればと思っています。

まずお話しするに先立ち地域センターの設置状況の確認ですが、何度か出てきたように33ヵ所ということで、石川県と千葉県が最近増えました。未設置の箇所が14ヵ所になります。B指標の刑事施設を有する都府県を見ますと、これが11ヵ所になります。設置が遅れていること自体も問題だと思いますが、各センターで話を聞いたところ、地域の特性に応じて設置が容易であったり困難であったりする地域差のようなものがあるということを知りました。

これ以外にも問題点としては委託費が足りないとか、どうやって適切な人材を確保するか、特別調整にかかわる刑事施設や保護観察所との連携など、結構いろいろな問題がある。新しい制度ということもあり、多くの課題が山積しているのが現状のようでした。

今回の報告では、特に今後全国に設置されるに先駆けて、現状として解決してお

いたほうがよいと思われる重要な問題を、特別調整というシステムの主体、客体、方法という観点に分けて提示したいと思っています。

まずは主体の問題から見ていきます。主体の問題としては、地域センターの事業を受託している法人のことを指摘しておく必要があります。全国の刑務所の設置状況を見ると、刑務所がない都道府県はありません。したがってどのセンターも設置場所と同一の都道府県の特別調整の事業を請け負うことになってきます。ところが高齢の長期の受刑者で身寄りがない人とか、重篤な障害を抱えた人の調整となると、相当大変になることが予想されます。B指標の刑務所とか医療刑務所を持つ都道府県の場合、これが特に深刻になることが予想されるでしょう。

そこで地域センターとしては、確実に入所できる保証がある福祉施設が必要になってきます。その際、自分の法人が持っている母体施設に入所させることにすれば比較的楽になります。また、特別調整が完了するまでの待機ということで、その施設に一時的に入ってもらい、その中で調整をしていくこともできるようになります。この点、都道府県としても地域センターの事業を委託する際には、福祉系の母体施設を持っているような法人に受託するように働きかけていたようです。

本日の報告者の中でも岐阜県さんは福祉事業団が受けていますし、静岡県も大きな施設を持つ社会福祉法人が運営しています。しかしセンターによっては県の社会福祉士会とか社会福祉協議会などの法人が受託しているところがあります。こうした法人は母体となる施設を持っていないので、まさに調整1本で最終的な帰住先を確保していかなければならない。これは相当困難が予想されるのではないかということをお聞きしました。

最終的な帰住の前段階として、一時帰住先の問題があります。これについて、基本的には57ある指定更生保護施設を利用する手があります。ところが、これも都道府県によっては指定施設がないところがある。また諸事情で指定施設も一杯で受け入れられなくなってくると、一時帰住の問題もかなり難しくなってきます。

この点、社会福祉士会などが地域センターを運営し、同時に指定施設がない都道府県を見ると、三重県、福井県、島根県などがあります。この点、長崎の南高愛隣会さんは一歩進んでいて、社会福祉法人でありながら更生保護事業を営む許可をもらって「虹」という更生保護施設を運営しています。自らの法人で特別調整の対象者を受け入れ、福祉のサービスにつなぐまでの一時帰住もできますし、適切なサービスの見立てを行うためのインテイクもそこでできるということで、注目すべきだと感じました。

次にもう一つ主体の問題では、各都道府県にある矯正施設の数に応じて地域センターの業務負担にも地域差が出てきますが、場所によっては1ヵ所で足りるのかな

というところがありました。顕著なのが北海道ですが、北海道は刑務所だけで支所も合わせて8ヵ所あります。うちB指標が札幌、網走、月形、旭川、帯広と5ヵ所です。土地も広いので保護観察所も函館、札幌、旭川、釧路と4ヵ所あります。自ずと特別調整の件数も今後増えてくることが予想されます。いままでの報告にもあったと思いますが、北海道の場合はセンターも札幌と釧路の2ヵ所に特別に置くということで、委託費もそれぞれ1ヵ所ずつ付けられています。それでもなお刑務所8、観察所4、センター2となってくると、なお足りないのではないかという指摘がありました。

特に調整では本人と面接をすることが必要になるので、矯正施設に行かなければならない。しかし矯正施設はたいがい僻地にあることが多いので、実際に行くとなると電車とか車を使っていかなければならない。北海道の場合は都会と感覚が違い、札幌から函館まで行ってくる、釧路から網走まで行ってくるといっても地下鉄ですっと行けるようなところではなく、大変時間がかかる。面接に行っても往復したら1日が終わってしまうということも出てくる。やはり2ヵ所でやるのは酷ではないかという話も聞きました。

以上が主体の問題で、次に客体の問題として聞いた中で、最大の問題はやはり住所です。福祉サービスを受けるためには、住民票が必要です。年金とか生活保護、あるいは障害者手帳の取得とか、わが国の高齢者の福祉、障害者の福祉はすべて市町村が援護の実施主体になり、そこに居住していることがサービス受給の条件になってきます。だいたい法律の資格要件はすべて「市町村区域内に住所を有する」という文言が入っていて、逆に言えば住んでいることを証明する住民票がなければ大半のサービスは受けられないことになってきます。

それでは身寄りのない出所者はどうなのかと見ると、だいたい出所者の住民票は刑務所に入っていますから居住の実態がないということで、市町村から職権で抹消されていることが非常に多い。したがって福祉のサービスが必要な刑務所の出所者はサービスを受ける上でも非常に苦勞するということが問題としてあるようでした。この点、法律の運用上は刑務所出所者は刑務所の所在地を住所としなさいという通達が出ていて、援護の実施市町村も刑務所が置かれている市町村になるようです。ただし、市町村としても刑務所があるからといって対象者をみんな受け入れていっては財政面でも圧迫される。あるいは刑務所のある市町村が受け入れるとして、地元へ帰住する出所者が増えてきたりすると、地元のほうでも納得しないという話が出てくるかなという事情があるようでした。

生活保護の場合は現在地で申請することも可能になるので、希望した帰住先で申請することもできますが、これも自治体によっては居住の実績がないと認めるのは

難しいということも聞きました。

そうすると刑務所の所在地でもだめで、帰住先でもだめとなってくると、出所者がたらい回しになるという問題が出てくるようです。結局、生活保護を受けられるようになるまでにはたくさんの困難な壁を突破していかなければならないということも聞きました。この点、刑務所所在地の市町村が援護の実施主体になるべきだということをもっと明確化したらいいのではないかという主張もあるようですが、刑事施設があるからという理由で元犯罪者の福祉を市町村で一括して引き受けるべきだという意見には、住民感情としても簡単に同意が得られない面もあるのではないかと思います。

こうした出所者の問題は地域センターができてきてかなり大きく浮き彫りになってきたのではないかと私自身感じています。法務省の調査によると、受け入れ先がない満期釈放者として、高齢者が800人、障害者が約200人とされていましたが、特に高齢者について、2050年には日本人口の5人に2人は高齢者、つまり65歳以上になると言われています。高齢受刑者も今後どんどん増えていくだろう。いま以上に無視できない問題になる可能性は大いにあるのではないかと思います。出所者の住所の問題は非常に難しい問題を含んでいると思いますが、刑事政策の問題にとどまらず、高齢者とか障害者福祉の問題の一環として、もっと大きな視点から検討すべき時期にさしかかっているのではないかと感じました。

最後に方法の問題ですが、特別調整の方法としては一言、矯正保護の場面における特別調整の対象者選択の問題を指摘しておきます。

確認ですが、特別調整の対象者は福祉的なニーズを基に選ばれないといけないわけです。この点、特別調整の選定の通達を見ると、調整は刑務所と保護観察所が行うことになっています。ただし内々には第1次の選別は主として、本人が入所している刑務所が行うことになります。しかしながら話を聞いたところ、刑務所の選別だけだと福祉的なニーズの見立てが十分にできていないということがあった。

これは刑務所の文化が大きく影響していると思いました。刑務所の主目的は当然ながら自由刑の執行ということになるわけで、その厳粛な執行が徹底されなければならない。そこでは所内の規律秩序を維持していくことが最も重要視されていく。刑務所内でのアセスメントを担当している分類部門の視点も、作業としてどういったものを課していくか、所内の無事故を徹底するためにはどういう配置が最適かということが中心になってきます。他方、福祉の方からすると、外に出てきてからの調整になりますから、本人に最適な福祉のサービスが何かを見極めることが大事になってきます。

こういうことがありますので、結果、特別調整にあまり馴染まない人が対象に上がってきてしまうとか、選定に時間がかかってしまい、出所の直前になって特別調整の対象と判明したことで、調整期間の確保が遅れてしまう可能性も出てくることがあるようでした。問題は、これに加えて、特別調整における地域センターの関わり方の仕組みを確認すると、刑務所と保護観察所で対象者を選んでから地域センターへつなげるのが基本になっています。したがって地域センターのほうとしては人を選べない。選ばれて来た人を受けなければいけないことになります。適切な人が選ばれて送られてくればいいのですが、送られて、初めて福祉の専門の方が見たら、これはうちの仕事には適さないとか、思った以上に調整に時間がかかりそうだということが出てきます。そうすると調整の期間もかなり必要になってきますが、時すでに遅しということがあるという話も聞きました。

この点については、刑務所に配置されている社会福祉士さんと地域センターの方が対象者を選ぶ上で連携をするとか、地域センターのスタッフの方が選定のプロセスに加われないかといったような工夫が望まれると思います。先ほどの報告にあったとおり、連絡協議会を通じて選定をやっている栃木県とか、あるいは岐阜県さんも選定の段階から加えてくれと働きかけを行っているということで、こういった取り組みは1歩進んでいると感じました。

以上で主体、客体、方法という観点から課題を整理したのですが、地域センターはまだいろいろな問題を抱えていると思います。特別調整というシステムは刑事司法の主目的である「社会防衛」と、社会福祉の主目的である「個人の福祉」という、相反する要請をどう調整していくのかという場面に位置しています。非常に難しい問題ですが、今後、よりよいシステムのあり方を考えていかなければならないと感じました。

私の報告は以上です。ありがとうございました。